

# 株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

第8の2表（修正申告用）（平成31年1月分以降用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。  
 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

被相続人	
経営承継人 （経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者）	

## 1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額 円	㊧ 修正額 円	㊨ 修正する額 (㊦-㊧) 円
①	経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			
②	経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その経営承継人の修正申告書第1表の(①+②)（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額）			
④	控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑧	基礎控除額（第2表の③欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）	,000	,000	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）	,000	,000	,000

### (2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫) 円	⑭相続税の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫) 円	⑯相続税の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
		,000	,000	,000	,000
法定相続分の合計	1	⑭相続税の総額(⑭の合計額)	00	⑯相続税の総額(⑯の合計額)	00

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄」の金額となります。  
 2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額 円	㊧ 修正額 円	㊨ 修正する額 (㊦-㊧) 円
①	(経営承継人の修正申告書第1表の(⑬+⑭-⑯))の金額			
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑭×1の⑤/1の(⑤+⑦))			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a	(②+③)-経営承継人の修正申告書第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)			
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑮×1の⑥/1の(⑥+⑦))			
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b	(④+⑤)-経営承継人の修正申告書第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)			
c	経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫)) (赤字の場合は0)			
⑥	(①+a-b-c)の金額(赤字の場合は0)			
⑦	(a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			

### ⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）

イ (会社名) _____ に係る株式等納税猶予税額 (⑦×イの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)	00	00	00
ロ (会社名) _____ に係る株式等納税猶予税額 (⑦×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)	00	00	00
ハ (会社名) _____ に係る株式等納税猶予税額 (⑦×ハの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)	00	00	00
⑨ 株式等納税猶予税額 (⑦)の金額 (100円未満切捨て) (又は⑧)の金額の合計額) (注4参照)	A	00	A

(注) 1 ㉠欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。  
 2 ㉠欄の㉡欄に記入する金額は、㉡欄の「a-b-⑥」の金額が㉠欄の㉢欄の金額を超える場合には、㉠欄の㉢欄の金額にとどめます（㉢及び㉣欄の㉡欄も同様です）。ただし、この制度の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に限りません。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㉠欄の㉡欄の金額は、㉠欄の㉢欄の金額を超えることができます。  
 3 ㉠欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、㉠欄の記入は行わず、㉠欄の金額を㉡欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の㉤欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の㉤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。  
 4 ㉠欄のA欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、㉡欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の㉢欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--